蓮華廟 管理規則 申請書

- 総 則 蓮華廟の管理者は善立寺住職と定め、永続的な管理と法要を勤める。
- 第1条 申請書による申込の許可を得た後は、加入金の領収書をもって使用許可を得たものとする。
- 第2条 自然災害等の不可抗力によって生じた破損についてはその責を負わない。
- 第3条 納付された加入金については、如何なる理由に関わらず返還できない。
- 第4条 合祀・個別壇いずれにおいても管理費は不要とする。
- 第5条 合祀について土泥その他焼骨以外のものが混在している場合は洗骨して焼骨のみを納骨すること。
- 第6条 合祀に納めた遺骨は一切出骨することができない。
- 第7条 個別壇に納めた遺骨は33年経過後に合祀へ合葬する。
- 第8条 納骨の際は、市町村の発行する『埋(火・改)葬許可証』を善立寺へ提出しなければならない。
- 第9条 社会的道徳観念に基づいて行動し、他の参拝者に迷惑を掛けないこと。
- 第10条 持参の御供物は必ず持ち帰ること。
- 第11条 墓石備品を誤って損傷させた場合は管理者まで届けること。
- 第12条 管理者から注意勧告を受けた場合は真摯に対応すること。また管理清掃等を委託する業者に対して も同様に対応すること。
- 第13条 申請者及び関係者は反社会的組織と関係がないこと。またその関係が発覚した場合は、直ちに本契約を解消し墓地内への立ち入りを禁止する。加入金、及び合祀した遺骨は返還できない。
- 第14条 他宗教に関し不寛容排他的と判断した場合は、契約及び墓地への立ち入りを禁止する。申請の際に 虚偽があった場合、及び申請後に不寛容排他的な宗教に改宗した場合は当方の判断で契約を解除す る。加入金、及び合祀した遺骨は返還できない。
- ◆法要は年2回、4月と10月に墓前で総永代経法要を行います。
- ◆お花は月2回の入れ替えを行います。参拝時の蝋燭、線香はご持参ください。

① 合祀納骨加入金	② 個別壇納骨加入金		
一体 120,000 円	一体 300,000 円		
(遺骨のすべてを合祀)	(本骨壺は収骨壇・残りの遺骨は合祀)		
貴銘板(石碑彫刻費)	貴銘板(石碑彫刻費)		
貴銘板を希望の場合は別途 55,000 円	貴銘板は加入金に含まれています		

上記管理規則に従うことを誓約した上で、申請者の(住民票・免許証・保険証)いずれかの コピーを添えて申請書を提出いたします。(申請者事項に変更が生じた場合は速やかにお届 けいたします。)

	/ 0 /					
令和	年	月	日	ふりがな 申請者名		印
住所	-					
電話					携帯	

収骨者 過去帳

-生前契約・故人納骨のいずれかに○をつけてください。

合祀・個別壇のいずれかに○をつけてください。

(1体のうち個別壇と残る遺骨を合祀の場合は個別壇に○)

-納骨する故人の命日、名前、年齢、納骨日を記入してください。

(生前契約の場合は、年月日等は納骨後に各自で追記してください。)

生前	合祀	命 日 ふりがな	年	月	日	満・行年		歳		No.	生前
故人	個別	名前				納骨	年	月	日	No.	故人
生前	合祀	命 日 ふりがな	年	月	日	満・行年		歳		No.	生前
故人	個別	名前				納骨	年	月	日	No.	故人
生前	合祀	命日	年	月	日	満・行年		歳		No.	生前
故人	個別	ふりがな 名 前				納骨	年	月	日	No.	故人
生前	合祀	命日	年	月	日	満・行年		歳		No.	生前
故人	個別	ふりがな 名 前				納骨	年	月	日	No.	故人
生前	合祀	命日	年	月	日	満・行年		歳		No.	生前
故人	個別	ふりがな 名 前				納骨	年	月	日	No.	故人

所属寺院 (無・有)	宗旨宗派
------------	------

寺院名

申請書を提出する前に必ず所属寺の了承を得てください。上記所属寺院による納骨法要は差し支えございませんが、善立寺または委託業者の立ち会いのもとで納骨します。法要のお布施は、直接所属寺院へお渡しください。

貴銘板に残される方のお名前	

管理規則申請書及び収骨者過去帳の原本は善立寺にて保管いたします。

御当家の方には原本のコピーをお渡しいたします。大切に保管してください。

申込日	年	月	日
① 合祀	体	② 個別	体
① +②合計		円 (現	見金・振込)
貴銘板 無・有	③合祀	枚 ④個別	枚
3合計		円(現金・振込)

大石善立寺墓地 神戸永代供養塔 蓮華廟 〒657-0843

神戸市灘区大石北町3番33号

電話 078-861-5396

净土真宗本願寺派 瀧上山 善立寺 印